

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

# 都城市準備委員会 第 3 回総会



日時：令和 6 年 8 月 29 日（木）午後 1 時 3 0 分

場所：都城ロイヤルホテル ロイヤルバンケット

つなぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第 81 回国民スポーツ大会

2027

第 26 回全国障害者スポーツ大会

余

白

# 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 都城市準備委員会 第 3 回総会

日時：令和 6 年 8 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分～  
場所：都城ロイヤルホテル ロイヤルバンケット

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

報告第 1 号	都城市準備委員会委員及び役員等の変更について	P 3
報告第 2 号	第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過	P 5
報告第 3 号	都城市準備委員会 第 2 回常任委員会での決定事項について	P 7
報告第 4 号	開催競技の追加及び開催予定施設の一部変更について	P27
報告第 5 号	会長が専決処分した事項について	P29

#### (2) 審議事項

議案第 1 号	都城市準備委員会 令和 5 年度事業報告	P31
議案第 2 号	都城市準備委員会 令和 5 年度収支決算	P33
議案第 3 号	都城市実行委員会の設置及び会則等の改定（案）	P35

### 4 閉 会

余

白

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会委員及び役員等の変更について

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会則第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会委員及び役員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

副会長 (2 名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
都城市議会 議長	神脇 清照	長友 潤治
都城市 副市長	西田 員敏	児玉 宏紀

常任委員 (15 名)

機関・団体・役職名	新任者	前任者
都城市議会 副議長	音堅 良一	川内 賢幸
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会 会長	神戸 博明	上元 康正
都城市小学校長会 会長	大澤津 雄作	福山 勝文
都城市中学校長会 会長	島寄 善真理	齊藤 和昭
宮崎県立高等学校長協会 都城地区 理事	村山 育志	香川 健二
一般社団法人都城観光協会 会長	東郷 研哉	堀之内 芳久
都城警察署 署長	中山 貴樹	廣田 匡慶
都城市総合政策部 部長	西川 隆二	江藤 博之
都城市総務部 部長	畑中 和行	長丸 省治
都城市環境森林部 部長	別府 雅彦	福留 忠
都城市健康部 部長	岩崎 日花里	東 利郎
都城市商工部 部長	横山 哲英	西川 隆二
都城市観光スポーツPR部 部長	原口 文代	(追加)
都城市ふるさと納税局 局長	新村 和彦	横山 哲英
都城市議会事務局 局長	本村 英宏	別府 雅彦

## 委員（25名）

機関・団体・役職名	新任者	前任者
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所都城国道維持出張所 出張所長	藤井 理隆	笹本 晋
宮崎県都城土木事務所 所長	山浦 弘志	小牧 利一
宮崎県北諸県農林振興局 局長	大田 直	上田 泰士
都城地区保幼小連絡協議会 会長	坂元 恵美子	細山田 和彦
高城町商工会 会長	安藤 武	西畑 文稔
高崎町商工会 会長	中島 美智也	田中 義貞
中郷商工会 会長	栢 則昭	川崎 安彦
都城市通り会連絡協議会 会長	音山 尚登	丸山 松吉
一般社団法人都城青年会議所 理事長	川田 匠	東迫 紀憲
都城森林組合 代表理事組合長	志々目 道夫	柳田 力男
九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 南宮崎駅長	石井 孝一	中嶋 敬介
日本郵便株式会社都城郵便局 局長	若松 博文	宝亀 達見
西日本電信電話株式会社宮崎支店 支店長	横奥 宏明	栞畑 秀哉
九州電力株式会社 都城営業センター センター長	吉村 啓悟	横山 隆
西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所 所長	麻生 貴文	早瀬 正文
都城市郡ホテル旅館組合 組合長	常盤 幸嗣	中山 雅和
公益社団法人宮崎県栄養士会 理事	山下 幸仁	瀬口 郁代
都城地区食品衛生協会 会長	徳留 弘二	梅元 貞澄
公益社団法人宮崎県看護協会 都城・北諸県地区理事	荒武 昌代	井上 光子
志和池地区まちづくり協議会 会長	常盤 靖雄	東郷 泰公
庄内地区まちづくり協議会 会長	前田 和憲	徳留 次男
都城市PTA連絡協議会 会長	吉永 健一	赤池 智和
宮崎県高等学校PTA連合会都北支部 代表	宇崎 紘一朗	四本 真一
ガールスカウト宮崎県連盟第13団 団委員長	安藤 愛美	加祥 茜
ガールスカウト宮崎県連盟第22団 団委員長	川内 奈津子	土屋 奈緒美

## 参与（8名）

機関・団体・役職名	新任者	前任者
陸上自衛隊都城駐屯地第43普通科連隊 第43普通科連隊長兼ねて都城駐屯地司令	石岡 直樹	谷 雅和
都城市議会 総務委員会委員長	佐藤 紀子	畑中 ゆう子
都城市議会 文教厚生委員会委員長	別府 英樹	広瀬 功三
都城市議会 建設委員会委員長	中田 悟	赤塚 隆志
都城市議会 産業経済委員会委員長	筒井 紀夫	岩元 弘樹
朝日新聞宮崎総局 記者	—	中島 健
MRT 宮崎放送 営業局都城支社長	坂元 伸一	源島 いくみ
UMK テレビ宮崎 報道部都城支局 主任	又川 岳人	川越 勇輝

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

開催準備経過

※  は市関係分

年度	月	内 容
平成26年度	2	(公財)宮崎県体育協会が、宮崎県、宮崎県議会及び宮崎県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
		宮崎県知事が、宮崎県議会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
	3	宮崎県議会が、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
平成27年度	4	宮崎県知事が、文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
		宮崎県知事が、(公財)日本体育協会に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
	7	(公財)日本体育協会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解(宮崎県開催が内々定)
平成29年度	10	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会の設立
		宮崎県準備委員会において開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成30年度	1	「正式競技」会場地市町村第2次選定:バレーボール(少年男子)、ソフトテニス(成年男女)
令和元年度	7	「正式競技」会場地市町村第4次選定:バスケットボール(成年男女)
		宮崎県準備委員会が名称を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
令和2年度	4	都城市総合政策部内に「国民スポーツ大会準備室」設置
	7	「正式競技」会場地市町村第7次選定:総合開会式・閉会式、陸上競技(全種別)
		「公開競技」会場地市町村第1次選定:バウンドテニス(全種別) 第1回庁内推進会議開催
	9	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省及び鹿児島県の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定
		第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会を令和9年に1年延期することが決定
	10	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年(2027年)に変更され、開催申請書提出順序了解県(内々定県)として再決定
中央競技団体正規視察「ソフトテニス」 中央競技団体正規視察「バレーボール」		

令和2年度	1	第2回庁内推進会議開催
	2	「公開競技」会場地市町村第2次選定：ゲートボール(全種別)
		「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村第1次選定：パークゴルフ
		「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第1次選定：陸上競技(身体・知的)
令和3年度	6	第3回庁内推進会議開催
	7	「全国障害者スポーツ大会」会場地市町村第2次選定：開・閉会式、ボッチャ(身体)、バレーボール(身体)
	10	中央競技団体正規視察「陸上競技」
	1	第4回庁内推進会議開催
令和4年度	4	都城市総合政策部内の「国民スポーツ大会準備室」を「国スポ・障スポ準備課」に昇格
	5	第5回庁内推進会議開催
		都城市準備委員会 設立総会・第1回総会を開催
	6	文部科学省及び日本スポーツ協会に「第81回国民スポーツ大会開催申請書」を提出
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「第81回国民スポーツ大会」の宮崎県開催が内定(国スポ内定に伴い第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催が合わせて内定)
	1	第6回庁内推進会議開催
	2	都城市準備委員会 第1回常任委員会開催(書面開催)
令和5年度	5	第7回庁内推進会議開催
	6	都城市準備委員会 第2回総会を開催
	11	都城市準備委員会 第1回総務企画専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回競技式典専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回宿泊衛生専門委員会を開催
		都城市準備委員会 第1回輸送交通専門委員会を開催
	1	第8回庁内推進会議開催
		中央競技団体正規視察「バスケットボール」
「デモンストレーションスポーツ」選定：U12バスケットボール		
2	都城市準備委員会 第2回常任委員会開催(書面開催)	
令和6年度	4	総合政策部内の「国スポ・障スポ準備課」を「国スポ・障スポ推進課」に名称変更
		第9回庁内推進会議開催
	5	日本スポーツ協会、スポーツ庁による総合視察
	7	日本スポーツ協会第3回理事会において、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の開催が正式決定
	8	都城市準備委員会 第3回総会・実行委員会 第1回総会を開催



## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

## 都城市準備委員会 第2回常任委員会での決定事項について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会第2回常任委員会での決定事項について、次のとおり報告します。

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市広報基本計画 P8
- (2) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市市民運動基本計画 P10
- (3) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市協賛取扱要項 P12
- (4) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市ボランティア募集要項 P17
- (5) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市競技運営基本計画 P20
- (6) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市施設整備基本計画 P21
- (7) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市宿泊基本計画 P22
- (8) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市医事衛生基本計画 P24
- (9) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市輸送・交通基本計画 P25

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市広報基本計画

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会 広報基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる広報基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市広報基本計画」を策定する。

2 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に対する市民の理解や関心、参加意欲を高めるため、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画に基づき、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、食や自然、歴史・文化など本市の多彩な魅力を広く全国に発信する。

3 内容

(1) 愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等の活用及び普及により市民への周知を図る。

【主な取組】

- ア 愛称、スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング・ダンスの活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

各種印刷物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

【主な取組】

- ア ポスター、パンフレット、PR広報紙等の作成
- イ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報グッズの作成

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

【主な取組】

- ア ホームページやSNSなどインターネットによる情報発信

- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- ウ デジタルサイネージによる情報発信

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

【主な取組】

- ア 啓発イベントの開催
- イ 市内での既存イベント等との連携
- ウ 市のPR活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

【主な取組】

- ア 歓迎塔、バックパネル等の活用
- イ 横断幕、懸垂幕、案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 啓発物品等による広報

啓発物品の作成・配布や協賛物品の活用等により、国体への関心を高める。

【主な取組】

- ア 啓発物品の作成・配布及び協賛物品の活用等

(7) 大会報告書による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書を作成し、後世に伝える。

【主な取組】

- ア 大会報告書の作成
- イ デジタル等の活用による記録映像、記録写真等の作成

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市市民運動基本計画

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる市民運動基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市市民運動基本計画」を策定する。

2 目的

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、それぞれの立場で積極的に参加することで機運の醸成を図るとともに、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

3 内容

(1) 市民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進と養成
- イ 競技会場における観戦・応援の促進
- ウ 大会関連イベントへの参加

(2) 心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

【主な取組】

- ア 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- イ 横断幕や応援のぼり旗などでの歓迎
- ウ おもてなし料理等のふるまい

(3) スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわ

たって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

**【主な取組】**

- ア 大会開催のPR、競技体験会等の開催
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

(4) 都城市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史、文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

**【主な取組】**

- ア 観光情報等の発信
- イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進しきれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

**【主な取組】**

- ア 環境美化の日やクリーンアップ活動への参加促進
- イ 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品、各大会に必要な用具等について、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (2) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。

4 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等に掲載することができる。

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。

6 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの。
- (5) その他、準備委員会が適当でないと認めるもの。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定めるものとする。

(第1号様式)

協賛申込書

令和 年 月 日

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市準備委員会 会長 様

(申込者)

名 称 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格・内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡年月日	令和 年 月 日
その他	

[個人協賛者は、下記にチェックをお願いします]

- 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

- 氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_



## 個人協賛にあたっての確認書

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）への個人協賛にあたっては、第 81 回国民スポーツ大会都城市協賛取扱要項及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（第 1 号様式）の同意欄にチェックをしたうえでお申し込みをお願いいたします。

### 1 個人情報の取扱い

- (1) 「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会都城市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに準備委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、準備委員会と協議のうえ決定していくこととなります。
- (3) 準備委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

### 2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

(第2号様式)

### 協賛受領証明書

都城市で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明いたします。

#### 記

協賛物品等	
仕様（規格・内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡予定日	令和 年 月 日
その他	

令和 年 月 日

様

第81回国民スポーツ大会・  
第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市準備委員会 会長

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、性別、年齢、障がい等の有無に関係なく、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会（以下「準備委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容	
広報・市民運動	大会等のPR活動 市民運動補助	
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

(1) 広報・市民運動

令和○年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

(2) 競技会運営

令和○年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

## 5 応募要件

平成 27 年 4 月 1 日以前（令和 9 年度中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1)本市に在住、通勤、通学している個人
- (2)本市の活動拠点を有する団体
- (3)上記以外に、準備委員会が必要と認めた個人及び団体

## 6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、準備委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、準備委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

## 7 登録・変更・取消

- (1)準備委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2)準備委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3)準備委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
  - ア 本人又は団体から申し出があった場合
  - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
  - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

## 8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

## 9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、準備委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 10 研修等

準備委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて準備委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては必要に応じて準備委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、準備委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、都城市個人情報保護法施行条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 29 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申し込み時に宮崎県の準備委員会（以下「県準備委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県準備委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市競技運営基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において都城市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体等と緊密に連携し、円滑な運営を図る。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係機関及び関係団体等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技用具の整備

現有する用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技記録

県、競技団体及び関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(5) リハーサル大会

競技会運営能力の向上を図るとともに、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」に対する市民の機運醸成を図るため、県、競技団体及び関係機関等と協力して開催する。

(6) デジタル技術の活用

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会の運営や競技記録業務における情報について、デジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市施設整備基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において都城市で開催される競技会の施設整備については、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めるとともに、国スポ・障スポ開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、整備する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市宿泊基本計画

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる宿泊基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市宿泊基本計画」を策定する。

2 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）をはじめ、都城市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係団体との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

3 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所を言う。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館で大会参加者の収容することが困難な場合は、県・関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手、監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財



団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市医事衛生基本計画

1 趣旨

宮崎県「第81回国民スポーツ大会 医事・衛生基本計画」と連携し、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市開催推進総合計画」に掲げる医事衛生基本方針を推進するため、その基本的な取り組みなどを示す「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市医事衛生基本計画」を策定する。

2 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下、「大会参加者等」という。）および一般観覧者が十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

3 内容

(1) 医療救護

大会参加者等及び一般観覧者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する取組を推進する。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市輸送・交通基本計画

1 目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。あわせて、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるように必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負担の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

(5) デジタル技術の活用

安心・安全かつ効率的な輸送・交通体制の確立を図るため、デジタル技術を積極的に活用する。

## 第81回国民スポーツ大会都城市開催競技の追加及び

### 開催予定施設の一部変更について

#### 1 開催競技の追加について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、デモンストレーションスポーツ実施競技の追加が決定されたので、次のとおり報告します。

##### 【本市関係分】

競技名	主管団体名	開催予定施設
U12バスケットボール	都城バスケットボール協会	高城運動公園総合体育館

#### 2 開催予定施設の変更について

令和6年2月5日開催の宮崎県準備委員会第13回常任委員会において、正式競技開催予定施設の一部変更が決定されたので、次のとおり報告します。

##### 【本市関係分】

競技名 (種別)	開催予定施設		変更理由
	変更前	変更後	
バスケットボール (成年女子)	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館 高城運動公園総合体育館	早水公園体育文化センター 高崎総合公園総合体育館	高崎総合体育館・高崎総合公園総合体育館いずれかの使用で必要コート数の確保が可能であることから、準決勝・決勝会場となる早水公園体育文化センターと同じ木製床である高崎総合公園総合体育館のみを会場とするもの。

余

白

## 会長が専決処分した事項について

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会会則第14条第1項に基づき、下記のとおり会長が専決処分を行ったことから、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

## 1 令和6年度暫定収支予算

令和6年度に実施する事業や事務局の運営に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として会長が専決処分を行ったものです。

## ○収入の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
1 負担金	6,510,000	都城市負担金
2 繰越金	2,280,059	前年度繰越金
合計	8,790,059	

## ○支出の部

(単位：円)

科目	予算額	備考
1 総務費	811,459	
(1) 会議費	200,000	会場費等
(2) 事務局費	611,459	消耗品費、通信運搬費等
2 開催推進費	7,978,600	
(1) 調査研究費	4,678,600	競技会場レイアウト設計委託、滋賀国スポリハーサル大会調査費等
(2) 広報啓発費	3,300,000	広報啓発物品製作費、専用ホームページ作成委託費等
合計	8,790,059	

余

白



第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会 令和 5 年度事業報告

1 会議等の開催

- (1) 第 2 回総会（6 月 2 日）
- (2) 第 1 回総務企画専門委員会（11 月 6 日）
- (3) 第 1 回競技式典専門委員会（11 月 7 日）
- (4) 第 1 回輸送交通専門委員会（11 月 8 日）
- (5) 第 1 回宿泊衛生専門委員会（11 月 9 日）
- (6) 第 2 回常任委員会（2 月 書面開催）



2 準備業務の推進及び調査研究

(1) 先催市状況調査等

- ア 特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察  
 (かごしま国体：10 月 7 日～17 日、かごしま大会：10 月 28 日～30 日)
- ・ 総合開・閉会式、競技視察



- イ 特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体事業報告会への参加
  - ・ 鹿児島県鹿児島市 (12月21日～22日)
  - ・ 鹿児島県いちき串木野市 (12月25日～26日)
- ウ SAGA2024リハーサル大会の視察
  - ・ 佐賀県唐津市 (7月28日～30日、3月15日～16日)
  - ・ 佐賀県佐賀市 (8月18日～20日)
- エ 日本陸上競技選手権大会の視察
  - ・ 大阪府大阪市 (6月3日～6月4日)

(2) 宮崎県準備委員会各種調査回答

競技団体等と連絡調整のもと宮崎県準備委員会が行う各種調査への回答作成

調査項目	調査期間
① 競技用具整備計画調査(第2次)	4月20日～ 8月25日
② 練習会場調査(第2次)	4月28日～ 8月14日
③ 競技別リハ大会開催意向調査(第1次・再)	5月15日～ 8月14日
④ 仮配宿及び充足対策意向調査(第1次)	6月28日～ 7月31日
⑤ 競技補助員編成調査(第1次)	9月6日～ 12月1日
⑥ 競技会会期調査(第2次)	10月13日～ 12月22日

3 気運醸成のPR活動

(1) デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業(DigSports)での広報活動



(2) 各種イベントでの広報活動、PRグッズの作成



第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

都城市準備委員会 令和5年度収支決算

○収入の部

【単位：円】

科目	当初予算額		現計予算額	決算額	備考
1繰越金	1,185,965		1,185,965	1,185,965	R4年度繰越金
2負担金	4,412,000		4,412,000	4,412,000	都城市負担金
3諸収入	1,000		19	19	預金利息
合計	5,598,965		5,597,984	5,597,984	

○支出の部

【単位：円】

科目	当初予算額	流用額	現計予算額	決算額	備考
1総務費	1,457,965	0	1,457,965	851,271	
(1) 会議費	400,000	0	400,000	181,290	総会開催に係る経費等
(2) 事務局費	1,057,965	0	1,057,965	669,981	消耗品費、通信運搬費、使用料等
2開催推進費	4,141,000	0	4,141,000	2,466,654	
(1) 調査研究費	1,030,000	0	1,030,000	909,489	鹿児島国体、鹿児島障スポ大会等視察調査費
(2) 広報啓発費	3,111,000	0	3,111,000	1,557,165	広報啓発物品製作費
合計	5,598,965	0	5,598,965	3,317,925	

【収入額】 5,597,984円 — 【支出額】 3,317,925円 = 【差引額】 2,280,059円

(差引額については次年度へ繰越)


## 監 査 報 告

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市  
準備委員会会則第17条の規定に基づき、令和5年度の収支決算に関す  
る証拠書類及び関係諸帳簿について監査したところ、その内容が適正で  
あったことを認めます。


令和6年 4 月 23 日

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市準備委員会

監 事 都城市代表監査委員

新井 玄斗  印

監 事 都城市会計管理者

竹下 昌治  印

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
都城市準備委員会

会 長 池 田 宜 永 様

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

## 都城市実行委員会の設置及び会則等の改定（案）

## 1 趣旨

令和6年7月17日に開催された（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、宮崎県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会」（以下、「準備委員会」という。）を改組することで「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）を設置します。

## 2 実行委員会設置の概要

## (1) 名称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会

## (2) 組織

準備委員会の総会、常任委員会及び各種専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。

## (3) 役員、委員等

ア 役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

イ 上に加え、公開競技団体、デモンストレーションスポーツ競技団体、障害者スポーツ競技団体の代表者を新たに委員とする。

## 3 会則等の改定（P36-P40のとおり）

(1) 組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定する。

(2) また、これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規程等については、以下のとおり読み替えるものとする。

- ・「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」  
⇒ 「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」
- ・「都城市準備委員会」 ⇒ 「都城市実行委員会」

## (参考) 国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

## 第25条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

# 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

### （名称）

第1条 この会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、都城市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

### （所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### （組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 都城市を代表する者
- (2) 都城市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### （役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、都城市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

#### (総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

#### (常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。



- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

#### (専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

### 第4章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

#### (経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年 月 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ都城市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会都城市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」と読み替え、「都城市準備委員会」とあるものは、「都城市実行委員会」と読み替える。

余

白

新  
域

